

祝　　辞

平成二六年五月一一日

岐阜地方・家庭・簡易裁判所・岐阜検察審査会落成式

審査会の庁舎の落成式が挙行されるに当たり、一言お祝いを申し上げます。

旧庁舎は昭和三十二年に建築され、増改築が重ねられてきましたが、歳月の経過による老朽化も目立つようになり、新庁舎の建設が強く望まれていました。この度念願がかない、これから時代にふさわしい、新しい庁舎のしゅん工を見るに至りました。

新庁舎は、「歴史ある岐阜の町並みに調和した明るく利用しやすい裁判所」をコンセプトに、外観は裁判所の公平性を表現する左右対称な構成とし、繊細で奥行き感のある壁面構成とすることで品位と風格を醸し出すデザインとしています。また、関連する部署を可

能な限り一つのフロアに集めるなど、来庁者に分かりやすく、利用しやすい裁判所となるよう配慮が加えられているほか、全面バリアフリー化を図り、障害者の方にも利用しやすくなるよう、様々な工夫がされています。この新庁舎の落成を心からお祝い申し上げますとともに、新庁舎の建設に当たり、多大の御支援、御尽力を賜りました関係各方面の方々に対し、深く感謝申し上げます。

現在、我が国では東日本大震災と共に伴う原子力発電所の事故が、今なお国民の生活に大きな影響を与えていてます。さらに、社会経済状況の変化等を反映して、司法の場においても、利害の対立が複雑化、深刻化することも少なくありません。こうした状況の中で、裁判所に求められるものは、ますます幅広く、深くなっていると申せましょう。

裁判官をはじめ職員各位におかれでは、今日の記念すべき日を機

に、改めて職責の重大さに思いを致し、これまで以上に創意と工夫を重ねて職務に精励し、国民の一層の信頼を得られるよう切望してやみません。

また、御臨席の各位におかれましては、司法の重要性を深く御理解くださいり、今後とも、裁判所に対し一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、裁判所が今後とも新しい時代の要請にこたえて、社会の発展に寄与するよう念願して、私の祝辞といたします。

平成二十六年五月十二日

最高裁判所長官 寺 田 逸 郎